

デングジャラス原発にレッドカード 老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

ぜひ傍聴に
来て、
新しい裁判官
にも熱い視線
を送ってね

高浜 1.2 号機 & 美浜 3 号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2 号 第 9 回
美浜 3 号 第 7 回 **口頭弁論**

2018 年 **10 月 18 日 (木)**

@名古屋地方裁判所 (2 号法廷 予定)

12:30 頃～名古屋地裁南でミニ集会

傍聴券の抽選 * (これより早めに列に並んでください)

13:30～高浜原発 1.2 号機 第 9 回口頭弁論 (約 1 時間)

* 傍聴の抽選に漏れた方へは北隣の弁護士会館 3F 会議室で待機企画をご用意しています

14:30 頃～傍聴券の抽選 * (これより早めに列に並んでください)

15:30～美浜原発 3 号機 第 7 回口頭弁論 (約 1 時間)

* 傍聴の抽選に漏れた方へは北隣の弁護士会館 3F 会議室で待機企画をご用意しています

16:45 頃～記者会見 + 報告集会

(@KKRホテル 4F「菊の間」 弁護団からの解説あり)



今回の報告集会
の会場は、いつも
と違って、KKR ホ
テルの「菊の間」
です。間違えない
でね。

【次回は 2019 年 1 月 16 日 (水)】 13:30～高浜 1.2 号機 第 10 回口頭弁論 15:30～美浜 3 号機 第 8 回口頭弁論

老朽原発 40 年廃炉訴訟とは？ 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則 40 年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜 1.2 号機と美浜 3 号機の 40 年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢 30 余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかけてください。カンパ大歓迎！

40 年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費 2000 円)

ゆうちょ銀行 口座番号：00810-0-153748「40 年廃炉訴訟市民の会」

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

TEL：080-9495-9414 (事務局)

E-MAIL：toold40citizens@gmail.com TWITTER：@toold40nagoya

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

FACEBOOK：https://facebook.com/toold40nagoya/

インスタグラム：https://www.instagram.com/toold40nagoya/

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所 気付



<アクセス> 名城線「市役所」駅⑤出口西へ10分
鶴舞線「丸の内」駅①出口北へ10分
桜通線「丸の内」駅③出口北へ15分

TOOLD40@NAGOYA